

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	矢作建設工業株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 高柳 充広	
本店所在地	愛知県名古屋市東区葵3-19-7	

3 入札参加停止の理由

令和元年8月16日、元請として請け負った名古屋市中区のマンション建設現場でクレーンに作業員が挟まれて死亡したとして、令和2年5月8日、名古屋簡易裁判所より業務上過失致死の罪で、現場責任者であった矢作建設工業株式会社の使用人が罰金刑の略式命令を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和2年7月9日から令和2年8月8日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1か月以上9か月以内